

議事日程 (第2号)

令和5年3月7日 午前10時00分開議

| | | | |
|-------|--------|---|--------------------|
| 日程第1 | 承認第1号 | 議案の撤回について | 市民部長説明、質疑あり、承認 |
| 日程第2 | 議案第3号 | 壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | 質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第3 | 議案第4号 | 壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について | 質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第4 | 議案第5号 | 壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について | 質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第5 | 議案第6号 | 壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について | 質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第6 | 議案第7号 | こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第7 | 議案第8号 | 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第8 | 議案第9号 | 壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第9 | 議案第10号 | 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第10 | 議案第11号 | 壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について | 質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第11 | 議案第12号 | 壱岐市出産祝金支給条例の一部改正について | 質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第12 | 議案第13号 | 壱岐市国民健康保険条例の一部改正について | 質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第13 | 議案第14号 | 壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止について | 質疑なし、産業建設常任委員会付託 |
| 日程第14 | 議案第15号 | 壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正について | 質疑なし、産業建設常任委員会付託 |
| 日程第16 | 議案第17号 | 公有水面埋立について | 質疑なし、産業建設常任委員会付託 |

| | | | |
|-------|--------|---|------------------------|
| 日程第17 | 議案第18号 | 令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第12号) | 質疑あり、 予算特別委員会付託 |
| 日程第18 | 議案第19号 | 令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第19 | 議案第20号 | 令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第20 | 議案第21号 | 令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号) | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第21 | 議案第22号 | 令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号) | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第22 | 議案第23号 | 令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第4号) | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第23 | 議案第24号 | 令和5年度壱岐市一般会計予算 | 質疑なし、 予算特別委員会付託 |
| 日程第24 | 議案第25号 | 令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算 | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第25 | 議案第26号 | 令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算 | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第26 | 議案第27号 | 令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計予算 | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第27 | 議案第28号 | 令和5年度壱岐市下水道事業特別会計予算 | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第28 | 議案第29号 | 令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計予算 | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第29 | 議案第30号 | 令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算 | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第30 | 議案第31号 | 令和5年度壱岐市水道事業会計予算 | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第31 | 要望第1号 | 会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書 | 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第32 | 要望第2号 | 「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに対する壱岐市議会基本条例第13条の規定に基づいた慎重な審議を求める要望 | 総務文教厚生常任委員会付託 |

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 森 俊介君

2 番 樋口伊久磨君

3 番 武原由里子君

4 番 山口 欽秀君

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 5番 | 中原 正博君 | 6番 | 山川 忠久君 |
| 7番 | 植村 圭司君 | 8番 | 清水 修君 |
| 9番 | 赤木 貴尚君 | 10番 | 音嶋 正吾君 |
| 11番 | 小金丸益明君 | 13番 | 中田 恭一君 |
| 14番 | 市山 繁君 | 15番 | 土谷 勇二君 |
| 16番 | 豊坂 敏文君 | | |

欠席議員（なし）

欠 員（1人）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 事務局長 | 山川 正信君 | 事務局次長 | 平本 善広君 |
| 事務局係長 | 折田 浩章君 | | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|--------|-------|--------|
| 市長 | 白川 博一君 | 副市長 | 眞鍋 陽晃君 |
| 教育長 | 久保田良和君 | 総務部長 | 久間 博喜君 |
| 企画振興部長 | 中上 良二君 | 市民部長 | 西原 辰也君 |
| 保健環境部長 | 崎川 敏春君 | 建設部長 | 増田 誠君 |
| 農林水産部長 | 谷口 実君 | 教育次長 | 塚本 和広君 |
| 消防本部消防長 | 山川 康君 | 総務課長 | 平田 英貴君 |
| 財政課長 | 原 裕治君 | 会計管理者 | 篠崎 昭子君 |

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案1件を受理しております。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

社会福祉法人北申会による認定こども園施設整備事業について、議員皆様、市民皆様へ御報告申し上げます。

昨日3月6日、社会福祉法人北申会理事長中路秀彦氏から電話があり、このたびの壱岐市における認定こども園施設整備事業について撤退したいとの申出がありました。

この件につきましては、昨年、令和4年6月会議で予算議決を頂きましたが、同年9月に事業延期の申出がありましたので、今回3月会議に議案第18号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）において繰越明許費の提案をしているところであります。

社会福祉法人北申会には、本市の保育行政に大きく関わる事案であり、これまで様々な議論がなされた経過を踏まえ、事業撤退について、その理由を含めて、正式文書により提出されるよう申入れしたところでございます。議員皆様には、正式な文書が提出され次第、改めて御報告申し上げます。

本市といたしましては、保育環境の充実に大きく期待しておりましただけに非常に残念な思いではありますが、取りあえず、以上、御報告させていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第1 承認第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、承認第1号議案の撤回についてを議題とします。

撤回理由について説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本件につきましては市民部長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） おはようございます。承認第1号議案の撤回について御説明いたします。

令和5年3月2日に提出をいたしました議案第16号第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定については、撤回したいので、壱岐市議会会議規則第19条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

撤回の理由でございますが、先ほど市長から報告がありましたとおり、令和6年4月開園予定でありました社会福祉法人北串会の認定こども園施設整備事業の撤退により、令和6年度の教育・保育施設の確保方策として見込んでいました数値の見直しが必要となったためでございます。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号議案の撤回については、これに承認することに御異議ありませんか。（「これにも質問駄目なんですか」と呼ぶ者あり）

今、説明いたしました、これについて質問だけ受けましようかね。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） では、見直しをもう一回見直すということの受け止めですが、中間報告の見直しだけじゃなくて、この間の前提とした保育所とか幼稚園の受入れの状況が進んでいますよね。そのあたりの見直しまで含めた見直しになるのか、単なる中間見直しだけになるのか、そのあたり、ちょっと聞かせてください。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの山口議員の御質問にお答えいたします。

本議案については撤回をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 撤回は理解できますけども、当然だと思いますが、どこまでの撤回なのか、中間見直しだけなのか、この間、北串会が認定こども園を開設するという前提で動いていた一連のことも見直しの対象として上がってくるのかどうか、それをお答えください。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいま提案をいたしておりますのは議案の撤回でございます、見直しの議案でございませんので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） ようございますか。ほかに、質疑ありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） いいですか。

撤回の理由に関しては、市長の今報告がありました内容で一定の理解はいたします。しかし、市議会に安易に提案された議案が簡単に取り下げられるということは、議会軽視であります。もっと慎重に事をなすべきです。そのことを申し添えておきます。拙速にやるからこういうことが起こるんです。

以上。

○議長（豊坂 敏文君） 所管の問題もありますが、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号議案の撤回については、これを承認することに決定いたしました。

これにより、日程第15、議案第16号第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定については、議事日程より削除をします。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時15分といたします。

午前10時07分休憩

午前10時15分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

日程第2. 議案第3号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、議案第3号壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第3号の質疑を終わります。

日程第3. 議案第4号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、議案第4号壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） これまで壱岐市個人情報保護条例がありましたが、それが廃止されてということでもあります。新しく壱岐市個人情報保護に関する法律施行条例ということですが、今まであった保護条例が廃止されていくわけですが、全国的にも各自治体ごとに保護条例がつくられてきて、各自治体ごとでの条例案があったわけですが、今回の国が一本化する、リセットするという形で壱岐の個人情報保護条例が廃止されるわけですが、その中で個人情報の保護に関して、今まで保護がかかっていたのに保護が後退すると、そういう事例は、この条例の廃止によってあるのかないのか、そのあたりはどのように把握されているか、お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。現行の壱岐市個人情報保

護条例は平成17年4月1日に施行し、これまで法改正等に伴う必要な改正等を行いながら、関係規則等と合わせ、その規定に基づき運用を図っております。現行条例につきましては、当時の法律の定めの下、制定されたものであり、法律の範囲を超えて規定している事項はないものと認識をいたしております。

今回提出しております議案第4号壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例につきましては、議案説明の際に申し上げましたところでございますが、個人情報の取扱いが今般の改正法の下、全国的に共通化されることとなり、制度全体の所管も国の個人情報保護委員会に一元されたものでございます。

今回の法律の改正に当たり、個人情報保護委員会においては、改正後の個人情報保護法の規則にのっとり、本人の権利利益を保護するため、行政機関等における個人情報等の取扱いを確保すべきことと意見されており、法改正後も引き続き本人の権利利益が保護されるものと認識をいたしております。

したがって、施行日であります令和5年4月1日からは、改正後の法律が直接適用されるものであり、旧条例を廃止して個人情報の保護が後退することになる事案はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 条例の中で、要配慮個人情報等の取扱い制限規定というのがありますが、これは壱岐市の今回廃止する規定の中にあつたのでしょうか。壱岐独自の規定というのがあつたのかどうか。

それからもう一つは、個人情報の目的外利用とか外部提供で、今回、壱岐市暴力団排除条例が出されておりますが、外部への提供の点で、この暴力団排除条例以外に、壱岐市は外部情報を提供するという条例はないということによろしいのか、この2点をお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） まず1点目の要配慮個人情報の収集の制限ということになると思いますが、これにつきましては議案の説明の折にも触れましたが、今回の法改正は、これまでの別個の法律や条例等により生じていた個人情報の規律に関する不整合を是正することを目的とされております。よって、個人情報の基本的な枠組みについては法において統一的に規定され、条例においては法の施行に当たって必要な事項を定めることとされております。

なお、法においても、その目的として個人の権利利益の保護がうたわれているほか、個人情報の保有や提供の制限等が規定されており、要配慮個人情報等に関する規律についても従来水準が維持されているものと解しております。

次に、2番目の質問でございますけども、目的外利用についての御質問でございますけども、現行条例においては、特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならないとなっております。今回の法改正に伴い、個人情報の目的外利用については慎重に対応すべきものと考えております。地方自治体においても、法の規定に基づき対処することとされており、新条例においては、現行条例と同様の規定を設けることは考えていないところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。山口議員。3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） 最後ですが、壱岐市個人情報保護審査会というのがこれまでもありましたが、今後もあるというふうに理解していますが、今回初めて報酬が載りましたが、これまで報酬が出されていなかったのか。

それから、これまで、例えば令和4年度、この保護審査会というのは何回ほど開かれて、幾つの調査議案が諮問されたのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 壱岐市個人情報保護審査会についての御質問でございますけども、これにつきましては、一部県内市町の共同設置により実施しております。委員は、弁護士、大学教授、行政経験者、人権擁護委員、報道関係者の5名で構成されており、任期は2年。選任は、長崎県行政振興協議会において実施されておるところでございます。

報酬等の部分につきましては、これまで情報公開審査会のほうと統一的に対応されておりましたから、1本で載せておりましたけども、今回、法改正に伴い、分けて載せているところでございます。

それと、これまでの実績についてでございますが、開示請求につきましては、令和4年度が1件、令和3年度も1件、令和2年度が2件、令和元年度はゼロ件、平成30年度が1件でございます。

審査請求については、実績はございません。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑は終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第4号の質疑を終わります。

日程第4. 議案第5号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、議案第5号壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第5号の質疑を終わります。

日程第5. 議案第6号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、議案第6号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 養護老人ホームで働いていらっしゃる方のことですが、正規職員、それからフルタイム会計年度任用職員、それからパートタイム会計年度任用職員のそれぞれの、現在の状況になって、どういう人数で働いているのかということと、あと第6条について、深夜割増し手当についてですが、この勤務というのは、介護等の業務に従事したときというふうに書いてありますが、これは介護のために必ず従事している人、ではないかなということだと思うと、6条の中身、ちょっと疑問に思うんですが、そのあたりはよろしいのかということです。すみません。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の1点目の、養護老人ホームに働く正規職員とフルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員の人数は、との質問にお答えをいたします。

令和5年3月1日現在、正規職員が14名、フルタイム会計年度任用職員が17名、パートタイム会計年度任用職員が21名、合計52名でございます。

なお、2点目の御質問につきましては、市民部長より答弁させていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の2つ目の第6条、夜勤割増し手当の内容につきましてお答えをいたします。

本条例第6条では、養護老人ホームに勤務をする会計年度任用職員が、いわゆる夜勤を行った場合への夜勤割増し手当について規定しております。

現在、養護老人ホームでは、2交代制、1夜勤2勤務という形態を取っております。午後4時から翌日の午前9時までの15.5時間勤務となっております。この場合、労働基準法の深夜労働時間帯、午後10時から午前5時までの6時間においては、夜間勤務手当として、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給することとなっておりますが、夜勤に従事をする会計年

度任用職員への雇用の継続と安定を図るため、今回、会計年度任用職員に対し、夜勤割増し手当の支給の改正を行うものであります。

なお、老人ホームに従事をする職員としましては、介護士、看護師、作業療法士等おりまして、夜勤に従事をする職員は介護士ということで、今回の特殊勤務手当の改正ということになっております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） かなりフルのパートの方が多いなという感じもしますが、このあたりの賃金アップになるということは歓迎ですが、その点で、この条文の6条のところでは最後のところの、介護等の業務に従事したときというのは、これは必ず介護等に従事するということにならないんですか。その時間、働いておれば、必ずもらえるということでもいいわけでしょう。その点で、介護等業務に従事したときという限定的な表現というのはよろしいのかどうか、それはどうですか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の再質問にお答えいたします。

介護等に従事をする、夜勤勤務をする職員に全て、1回につき2,000円ということで、その時間帯に従事する会計年度任用職員には支給するということの改正でございます。失礼します。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第6号の質疑を終わります。

日程第6. 議案第7号～日程第7. 議案第8号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第6、議案第7号から日程第7、議案第8号までの2件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第7号、外1件の質疑を終わります。

日程第8. 議案第9号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第8、議案第9号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まず、壱岐市家庭保育事業者は現在何件あるのでしょうか。

それから、そこへ通っている子供の人数は何人ほど。

それから、実際、事業所として保育している家庭保育者、家庭保育補助者は実際壱岐に何人いらっしゃるのか。

それから、家庭保育者の研修が必要だというふうに書いてありますが、実際この間、その研修はどのように行われてきたのか。

それから、5番目、乳幼児の送迎の自動車へのブザーをつけると、その他見落とし防止装置をつけると。昨今の幼稚園の見落とし事故等に関わる措置だと思いますが、このあたりのどのようなものをお聞かせください。

以上5点です。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、家庭的保育事業の定義についてですが、家庭的な雰囲気の下で、主としてゼロ歳から2歳までの少人数、5人以下の子供を対象にきめ細かな保育を行うものであります。現在、壱岐市においては、家庭的保育事業者はございません。ですから、通っている子供さんもいらっしゃいません。

次に、家庭的保育者、家庭的保育補助者は何人かという御質問ですが、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準により、子供3人を保育する場合は、家庭的保育者1人、子供5人を保育する場合には家庭的保育者1人に加えて家庭的保育補助者1人となっております。

次に、家庭的保育者の研修はどのように行われるのかという御質問ですが、これにつきましては長崎県が子育て支援員研修として、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、保育所、認定こども園等の保育分野の担い手となる人材に対して、子育て支援の基本研修、見学実習も含めた地域型保育の専門研修を実施しております。

次に、送迎の自動車運行についてでございますが、壱岐市においては、現在送迎等を行っている保育所、こども園、幼稚園はございませんが、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車に備えるブザー、その他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置は、例えば自動車のエンジンが停止すると自動的に音声やブザーが鳴り、自動車内の後方にあるボタンを押さなければ音声やブザーが止まらないという機能があるものや、自動車内の点検が未実施の場合に車外へ警告のアナウンスが鳴るもの、また、自動車内に人が残っているとセンサーが作動し、警告音により周囲に異常を知らせるものなど、国土交通省で策定をされた送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置ガイドラインに適合するものを想定しております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、いいですか。

○議員（４番 山口 欽秀君） はい。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第９号の質疑を終わります。

日程第９．議案第１０号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第９、議案第１０号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。４番、山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） １２条の２に関わることですが、ここにあるように、非常時体制での早期業務再開を図るための計画とかというふうに書いてあります。今回のコロナ感染拡大等に対する状況の中での学童保育の対応についての計画となるのでしょうか。この業務継続計画を策定しというふうなことがあります。どのような内容を想定しているのか、お聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

業務継続計画とは、感染症の蔓延や地震等の自然災害、テロ等の事件、大事故、供給網の途絶、突発的な経営環境の変化など、不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画であります。

放課後児童健全育成事業所等においても、非常時や緊急事態宣言などの制限下であっても継続的なサービスが求められる施設であることから、児童福祉施設の設備運営基準等の一部を改正する省令により、業務継続計画の策定等の努力義務化が定められたものであります。

この業務継続計画を策定するに当たっては、令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、配慮すべき事項をまとめた業務継続ガイドラインが作成されており、当該ガイドラインを用いて策定することとなります。感染症、主に新型コロナウイルス感染症等の蔓延や地震と風水害の自然災害を対象リスクとして、利用する子供の安全、保護者の安全及び施設等の職員の安全を確保し、非常時に業務を継続するために必要な業務を明確にすることを想定しております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 今言われましたように、そのガイドラインがある、ガイドラインに沿って各学童保育事業者がつくるということで。そのためのいろんな対応というか、計画の立案についての相談を含めた対応は市のほうもやるということによろしいんですね。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ガイドラインに沿いまして、市のほうも計画書の策定——これは努力義務でございますが——相談、指導等を行ってまいりたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第10号の質疑を終わります。

日程第10、議案第11号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第10、議案第11号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 福祉医療の保護者負担の件ですが、窓口で一旦払って、そして、後、申請をして返金してもらうという償還払い方式を壱岐は取っているというふうに思いますが、実際、窓口で払った保護者の医療費と、それから償還払いで返金した差額、どのような割合なのかをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

今回、新たに対象者の拡大として提案をしております高校生世代の福祉医療費につきましては、現在の小中学生と同様、入院・通院に係る保険適用の窓口負担額から、医療機関ごとに1日800円、月上限が1,600円を控除した額が助成額となります。薬代につきましては全額助成の対象となります。ただし、入院等により、高額療養費や付加給付等の対象となる場合は、その分を差し引いた額となります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、いいですか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ちょっと聞いとる趣旨が伝わっていないので。

保護者が一旦窓口で払って、後日1か月分なりまとめて、保護者が市のほうに医療費の返還請求をしますよね。必ず全ての保護者が壱岐市のほうへ医療費の返還の請求をするわけじゃない状態だと思うんですが、そのあたり、保護者が窓口負担したのに、実際、保護者が請求しないので、実際医療費の返還が少なくなっているというふうに思うんですが、そのあたりの償還払いの必然ですが、必ずそういうふうに差が出ると思うんですが、どのくらいの差で少なく償還払いになっ

ているかということですが、分かりませんか。そういう割合は分からないですか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの御質問でございますが、乳幼児におきましては現物給付という制度が取られておりますけれども、小中学生、今回の高校生世代につきましては、これは県の制度で償還払い、10分の10の負担ということでございます。現在、対象者数としては760人程度を想定しておりますが、助成額といたしましては、令和5年度の見込みとしましては400万円程度を見込んでおります。

議員の御指摘のように、償還払い、この請求をなされない方の割合ということでございますが、今現在、ここに把握をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） 委員会のほうで、また細かく質問をしたいと思っておりますので、そのあたりの数字が分かりましたら委員会のほうで教えてください。よろしくをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第11号の質疑を終わります。

日程第11. 議案第12号～日程第14. 議案第15号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第11、議案第12号から日程第14、議案第15号まで4件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第12号、外3件の質疑を終わります。

日程第16. 議案第17号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第16、議案第17号公有水面埋立についてを議題とします。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第17号の質疑を終わります。

日程第17. 議案第18号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第17、議案第18号令和4年度老崎市一般会計補正予算（第12号）

を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第18. 議案第19号～日程第22. 議案第23号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第18、議案第19号から日程第22、議案第23号までの5件を議題とします。

これから一括して質疑を行います。質疑をどうぞ。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 議案第18号で重大な案件がありますので、質問をさせていただきます。

今回、市長のコミットメントによりますと、北串会が認定こども園の事業で撤退をされております。そうしますと、本補正予算で認定こども園が繰越明許をされております。この取扱いはどのようにされるんですか。明らかに撤退をするということでもありますから、1億7,200万円の繰越明許が出ております。どうするんですか。これだけをお尋ねをいたしたい。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁をお願いします。原財政課長。

○財政課長（原 裕治君） ただいまの音嶋議員の御質問についてお答えいたします。

現在、本件につきましては、口頭による申出があっているという段階を踏まえて、現在、認定こども園整備に係る、先ほど御質問がございました繰越明許費を含めた予算全般についての取扱いについて、現在の想定につきまして御説明いたしたいと思っております。

まず、歳出予算についてでございますけれども、6月会議にて議決いただきました歳出予算の施設整備補助金につきましては、現在、補助金申請に対しての交付決定を行っており、支出負担行為を行っている段階でございます。

支出負担行為とは、地方自治法第232条の3において、「法令または予算の定めるところに従い、これをしなければならない」とされているもので、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約等の行為でございます。

今回の場合で申し上げますと、補助金の交付決定に伴い、予算執行の第一段階を行っている状況でございます。先ほども申しましたとおり、現時点では口頭による申出があった段階でありまして、補助金に係る事業の取りやめや中止等の手続までは行われておりませんので、支出負担行為は行った状態であり、現金支出は行われておりませんが、予算の執行ということはなされておりますので、現在の段階で最終予算の減額はできないものとなっております。

また、現在提出しております一般会計補正予算（第12号）におきまして、繰越明許費として認定こども園施設整備事業を計上いたしておりますが、さきの支出負担行為同様、取りやめや中

止等の手続は現時点では行われておりませんし、長崎県におきましても本予算に係る繰越明許費を計上しておる状況でございますので、年度末であるという状況も踏まえまして、今回においては予算案の修正は行わず、次の取扱いとさせていただきたいというふうに考えております。

今後の当該事業に係る予算につきましては、事業の取りやめ等の手続がなされた後となりますけれども、財源の一部には社会福祉施設整備事業債も充当しておりますので、当該地方債の減額補正も必要となります。

したがいまして、例年3月31日付で行っております専決補正予算において、当該歳出予算の減額と併せまして、充当しております地方債及び県支出金の減額を行うとともに、繰越明許費補正で本事業に係る繰越明許費を廃止するという対応でさせていただきたいというふうに考えております。

このような状況でございますことを御理解賜り御審議いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 詳しくは予算特別委員会で質疑をします。しかし、これ、主なことですから、現に発生していることですから、自主的に撤退するときに、こういうこともございますということ、議会から説明しなくて、執行部から説明すべきであると、私はそう考えております。

あとは、詳しくは予算特別委員会で尋ねますから、答弁は結構であります。

○議長（豊坂 敏文君） 続きまして、日程第18、議案第19号から日程第22、議案第23号までの5件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑はありませんので、これで議案第19号外4件の質疑を終わります。

日程第23. 議案第24号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第23、議案第24号令和5年度壱岐市一般会計予算を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会でお願いたします。

日程第24. 議案第25号～日程第30. 議案第31号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第24、議案第25号から日程第30、議案第31号まで7件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第25号外6件の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第3号から議案第15号まで及び議案第17号並びに議案第19号から議案第23号、議案第25号から議案第31号まで、タブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第18号及び議案第24号については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号及び議案第24号については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員に選任することに決定しました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産業建設常任委員の中からとし、委員長に中原正博議員、副委員長に赤木貴尚議員と決定しましたので報告いたします。

日程第31. 要望第1号～日程第32. 要望第2号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第31、要望第1号及び日程第32、要望第2号を議題とします。

ただいま上程しました要望第1号及び要望第2号については、タブレットに配信の陳情等文書表のとおり、それぞれの所管委員会へ付託します。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日3月8日水曜日午前10時から開きます。

なお、明日は一般質問となっております。4名の議員が登壇予定となっております。

壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては御視聴いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前10時54分散会
